

別紙

平成31年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 平成31年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、平成26年6月に閣議決定された死因究明等推進計画において、検案の実施体制の充実が求められていることから、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築し、死因統計の正確性の向上等に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、平成30年5月9日医政発0509第16号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、別途公募により選定された団体が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
36,498千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、備品費（図書）、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(委託費の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の

機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この委託費の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、委託費に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 7 この委託費の交付の申請は、第1号様式による申請書を実施要綱に基づき、別途公募により選定された日から2ヶ月以内に厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、当該年度1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(遂行状況報告)

- 10 委託事業者は、委託事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第4号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに第2号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(委託費の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 4、7、8、10 及び 11 に定める算定方法、手続きによる
ことができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定める
ところによるものとする。

第1号様式

番 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

所在地
事業者名
代表者氏名
印

年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費の交付申請書

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
収支予算書抄本

所要額調書

1 所要額

総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	委託費 所要額 G
円	円	円	円	円	円	円

2 対象経費の支出予定額明細書

区分	支出予定額	算出内訳
職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 備品費(図書) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 社会保険料 雑役務費	円	
合 計		

(参考)対象外経費の支出予定額算出内訳

区分	支出予定額	
	円	
合 計		

総事業費		
------	--	--

事業計画書

事業内容
1. 事業実施体制
2. 事業内容
3. その他

第2号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費の実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円
- 2 所要額精算書(別紙1)
- 3 実績報告書(別紙2)
- 4 添付書類
収支決算書抄本

所要額精算書

1 精算額

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	委託費 所要額	交付決定額	委託費受入額	差引過 △不足額
A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	I	J(I-G)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

2 対象経費の支出済額支出内訳

区分	支出済額	支出内訳
職員基本給	円	
職員諸手当		
非常勤職員手当		
諸謝金		
備品費(図書)		
消耗品費		
通信運搬費		
借料及び損料		
社会保険料		
雑役務費		
合 計		

(参考)対象外経費の支出済額算出内訳

区分	支出済額	
	円	
合 計		

総事業費		
------	--	--

実績報告書

事業実績
1. 事業実施体制
2. 事業内容
3. その他

厚生労働大臣 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費について、当該交付要綱6の(10)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要委託費返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第4号様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地
事業者名 印

年度死体検案医を対象とした死体検案相談事業委託費の遂行状況報告書

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第12条の規定により、別紙1、2のとおり報告する。

別紙1

対象経費の支出済額算出内訳

(年 月 日現在)

区分	支出済額	支出内訳
	円	
職員基本給		
職員諸手当		
非常勤職員手当		
諸謝金		
備品費(図書)		
消耗品費		
通信運搬費		
借料及び損料		
社会保険料		
雑役務費		
合 計		

(参考)対象外経費の支出済額算出内訳

区分	支出済額	
	円	
合 計		

総事業費		
------	--	--

遂行状況報告書

(年 月 日現在)

事業状況

1. 事業実施体制

2. 事業内容

3. その他